居住環境の向上を支援

住宅の改修工事 最大15万円

快適な住まいづくり応援事業

間総務企画課 ☎66-2111 内線225

対象者

- ①町に住民登録があり、対象住宅に居住している当該住 宅の所有者または同居している人
- ②税金などの滞納がないこと
- ■対象住宅 自己の居住用で、建築後5年以上経過
- 対象工事

町内の事業者による施工で、工事費が30万円以上 ※工事実施前の補助金申請が必要です。

■補助金額 工事費の1/5で、上限は15万円

商工業者の持続的な経営を総合的に支援 人材育成や新分野開拓 最大200万円

くずまき型持続可能な産業づくり支援事業

問総務企画課 ☎66-2111 内線225

- ■対象者 町内の商工業者など
- ■事業メニュー ①ものづくり人材育成事業 ②経営品 質向上事業 ③後継者育成事業 ④起業家支援事業 ⑤電子化推進事業 ⑥新分野開拓・連携支援事業 ※事業実施前の補助金申請が必要です。
- ■補助金額 対象経費の1/2 ~ 2/3で、上限は事業メ ニューにより50万円~ 200万円

商工業者の事業円滑化のための融資制度 利子と保証料を補給(助成)します

中小企業振興資金融資制度

問総務企画課 ☎66-2111 内線225

- ■対象者 町内の中小企業者
- ■融資区分および融資期間

運転資金 1,000万円以内(5年以内) 設備資金 1,000万円以内 (7年以内)

■利子および保証料補給率

利子=年1.5%以内 保証料=全額

75歳以上の高齢者、重度の障がい者が対象 タクシー利用料金の一部を助成

高齢者等外出支援事業

間健康福祉課 ☎66-2111 内線152

対象者

町に住民登録があり、在宅生活を送っている高齢者や 障がい者で次のいずれかに該当する人

- ①75歳以上の高齢者(昭和18年4月1日以前生まれの人) ②身体障害者手帳1級の交付を受けている人
- ③身体障害者手帳2級の交付を受けている人で「視覚」
- 「下肢」「体幹」のいずれかに障がいのある人 ④療育手帳の交付を受けている人 ⑤精神障害者保健福 祉手帳1級または2級の交付を受けている人

助成金額

「タクシー利用助成券」は、利用料金が1回につき1.000 円以上の場合に1枚利用することができます(月4回まで)。

タクシー利用料金	助成金額
1,000円~5,000円	利用料金の1/2
5,001円~7,500円	利用料金から 2,500円を差し引いた額
7,501円以上	5,000円

■「タクシー利用助成券」の交付

健康福祉課で交付申請手続きができます。手続きには、 印鑑と身分証明書が必要です。

商店や飲食店などの経営を支援 設備導入・店舗改装 最大50万円

商店等設備導入支援事業

<mark>問総務企画課 ☎</mark>66-2111 内線225

対象事業者

町内で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を 10年以上営む個人事業主または資本金1千万円以下の法人

■対象事業

事

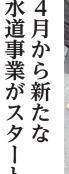
- ①機器・設備取得の合計が10万円以上
- ②店舗リフォーム工事が30万円以上
- ※事業実施前の補助金申請が必要です。
- ■補助金額 対象経費の2/3で、上限は50万円

検針票や納付書などの名称が変わります

これまで町水道は、簡易水道施設と飲料水供給施設で運営し てきましたが、4月から水道事業として一つの事業となります。 町の簡易水道事業統合計画に基づき実施するもので、水道 サービスの安定化、経営状況の透明化や資産の明確化を図り、 効率的な運営、管理を実施することを目的としています。

水道料金の支払い方法や水道水の給水、管理方法などは従前 どおりですが、毎月の検針票や納付書などの名称が変わります。

間建設水道課 ☎66-2111 内線248





江刈地区水道整備工事は継続して進めます

平成31年度までの3年間限定

U・Iターン家族の住宅取得を支援 最大400万円

子育て世代移住者住宅取得支援事業

問総務企画課 ☎66-2111 内線224

対象者

- ①町外に住民登録し、居住実態がある人で町内に移住する人
- ②小学生以下の子どもがいる人または年齢の合計が80歳未満の夫婦
- ③取得する住宅の共有持分を1/2以上、所有権登記すること
- ④税金などの滞納がないこと ⑤生活保護を受けていないこと

- ■対象住宅 ①平成29年4月1日以降に町内に取得(所有権登記)する住宅 ②申請者が居住するための住宅で、浴室、トイレなどを備え、床
 - 面積50㎡以上または2DK以上の住宅

※対象外の住宅 別荘など一時的に使用する住宅や賃貸、販売目 的の住宅/3親等以内の親族から購入する住宅/公共事業の移 転補償など国、県の事業で取得する住宅/リフォーム工事

補助金額

内訳	上限額	
	新築	中古
基本額(対象経費の1/2)	200万円	100万円
若年夫婦加算 (夫婦の合計年齢70歳未満)	50万円	50万円
子ども加算 (18歳未満の子ども1人につき50万円)	150万円	150万円

※土地の取得費用、外構工事、車庫などの付帯設備は対象外 ※補助金の額が対象経費を上回るときは対象経費が上限

平成31年度までの3年間限定

町民の皆さんの住宅取得を支援 最大100万円

定住対策住宅取得支援事業

問総務企画課 ☎66-2111 内線224

対象者

- ①町に住民登録している人 (年齢や家族構成などの制限なし)
- ②取得する住宅の共有持分を1/2以上、所有権登記すること
- ③税金などの滞納がないこと ④生活保護を受けていないこと
- ■対象住宅 ①平成29年4月1日以降に町内に取得(所有権登記)する住宅 ②申請者が居住するための住宅で、浴室、トイレなどを備え、床

面積50㎡以上または2DK以上の住宅

- ※対象外の住宅 「子育て世代移住者住宅取得支援事業」と同じ ■補助金額 ▷新築住宅の建築・購入 取得費用の1/2 (上限は100万円)
 - 取得費用の1/2 (上限は50万円) ▷中古住宅の購入
 - ※土地の取得費用、外構工事、車庫などの付帯設備は対象外

【経過措置】平成29年3月31日以前に契約し、平成29年度に完成する 物件は30万円が上限

商店などの顧客サービス環境の改善を支援 水洗トイレの設置工事 最大150万円

個人商店等誘客環境改善事業

問総務企画課 ☎66-2111 内線225

■対象事業者 町内で町が指定する業種を経営する個人事業主または法人

対象工事

売り場への顧客用水洗トイレの設置に係る工事で、町内の事業

者による施工であること。 ※工事実施前の補助金申請が必要です。

■補助金額 水洗トイレの設置に要する経費の総額で、上限は150万円

制度内容や申請方法な ど詳しくは、チラシまたは 町のホームページをご覧 になるか、担当課に気軽に お問い合わせください。